

座談会 「国家を問う」

―浄土の回復―

わたし自身の人間回復の橋

コーディネーター

藤井 聡之さん

パネラー

金 泰九さん

玉 光 順正さん

小 森 龍 邦

※ 二〇〇三年六月二八日（土）、福山市の本願寺備後会

館を会場に、「小森龍邦さんの対談を聞く会」の主催の下、第二回「小森龍邦さんの対談を聞く会」が約八〇人が参加して開催された。テーマの「国家を問う―浄土の回復」―わたし自身の人間回復の橋―を巡り、対談者、瀬戸内ハンセン病訴訟原告・金泰九（キム・テグ）さん、浄土真宗大谷派教学研究所所長・玉光順正さんとの間で突込んだ対談が展開された。

（対談の視点）

小武 第二回目の「小森たつくにさんの対談を聞く会は、テーマを「国家を問う―浄土の回復」―わたし自身の人間回復の橋―とさせていただきます。今回の対談の視点といたしましては、現在の社会状況の中

で、国を問うという視点を失った時に、「わたしたちの人間回復」は成就しないということを中心に掲げたいということをおもいます。

金泰九さんは、ハンセン病熊本地裁の原告として闘ってこられた方であります。ご本人のご体験を通しながら、国家を問うということをお聞きしたいということをお願いをさせていただきました。

そして東本願寺の教学研究所の所長をしておられます玉光順正さん。九六年のライ予防法廃止の時に、「予防法は廃止されてもじゃあ何が変わったのか?」、そして「二〇〇一年五月国の控訴断念という中ではたして何が変わっていくのか?」、「国家というのは外に見る国家だけではなくて、その中に住む私たち一人一人が国を構成し、国というものを内面化して

いる、そういう国というものをどう問うていけるのか」、「それが人間回復の橋ということで、ハンセン病強制隔離をされた方たちの人間回復であると同時に、そのことに眼をつむってきた、問うことになったわたしたちの人間回復はどのように果たせるのか」、「国を内に見るといふ視点を与えていただきました。それを親鸞聖人の浄土真宗ということでいえば、「浄土を回復するということではないか」と提起を頂いております。

そして小森龍邦さんは言うまでもなく、部落解放運動の中で国を問うてこられたということはご承知の通りであります。そして外を問うだけではなく自らの中の差別心を問うということが、人間解放であるとしてわたしたちに提起を下さっています。

「国家からの本当の自立」ということが、私たちの今の状況の中での課題ではないか、それが「わたし自身の人間回復」といふ視点で今日の対談を進めていただきたいと思います。

(金泰九さんより基調提案)

藤井 それでは失礼いたします。

先ほど事務局から今日の対談の主旨の説明があり



ました。「国家からの自立」。なかなか難しいと思いますね。しかし大切な問題だと思えますので、出来る限り今日のお三方の話の絡み合いをしつかりと接着点を持ちたいというふうには思います。

先ず最初にそれぞれ三〇分程度の話をお願いいたしておりますけれども、金泰九さんの方から特に自分のご体験をいろんな角度からお話を下さる事を先ずお願いして、それから玉光さん、そしてそれ

金

を受けて小森さんというふうに進めていきたいと思っています。それでは最初に金さんの方からお話をお願いします。

国立療養所「長島愛生園」から参りました在日一世の韓国人であります金泰九と申します。よろしくお願いします。「国家を問う」、このようなテーマを掲げて本日ここに本願寺の皆さんの主催によりまして、このような会が催されましたこと、本当に私は心打たれております。敬意を表したいと思います。司会者の方からも話がありましたように、私が話が出来ることと言えば自分の生きてきた中で体験を話すしかない訳ですね。今日は限られた三〇分ですから、どこまで話が出るか、少し不安でございますけれども、出来るだけ縮めて三〇分の間話をしてみたい、このように思います。



私は韓国に生まれまして、そして一二歳の時に日本に来ます。ちょうど私が日本に来た頃は日中戦争、いわゆる中国と戦争が始まっ

ている頃でして、日本はまさに軍国主義の絶頂期だったと思います。それで私も何時しか自分が植民地の出身でありながらも、それを忘れて日本の軍国少年に染まっていきます。そして親の反対を押し切つて神奈川にありました陸軍兵器学校に入校していくのですが、一九四五年、日本の敗戦の年なんです。その年の九月二三日が私の卒業、任官という事になっていたんですけども、ちょうど日本の敗戦が一ヶ月ほど早くなり、私は戦死することなく家に帰る訳ですね。私たちの国は一九四五年、日本の敗戦によって解放されました。そして親は帰りますけれども、私は日本に残ります。「三年間、日本に残る」という約束をして別れました。そして大学二年生だったんですが、この病気の告知を受けます。

そして病気の告知を受けてから四年後に、大阪駅から患者専用列車、いわゆる強制隔離収容によって長島愛生園に送られる。それ以来、今日まで五一年間、半世紀をもう超えましたが、五一年間、療養所で生活をしてまいりました。こういうふうな事で現在まで生きています。私の場合は「国家を問う」というふうにした時に、「ああ俺は国家が二つあるんだ」と。一つは韓国であり、一つ

は日本であるという事です。しかし私は生活圏は殆ど日本でございますから、これからお話をする国家という言葉が出た場合、それはおよそ日本だというふうに思っていただければ良いと思います。

少し今までの話を肉付けして申しますと、私は一九二六年、韓国で生まれました。皆さんもご承知のように私の国、朝鮮は一九一〇年から一九四五年まで約三六年間、植民地という統治を受けてきました。私が生まれ、少年時代を過ごした頃と言うのは日本の植民地、統治下時代だったんですね。皆さんは植民地がどういうものであるか、概念的にはお解かりだと思っております。少しばかりお話をしてみたいと思います。植民地と言うのはどうしても本国の富を増やす、そういう事からどうしても搾取が行われますね。当時、私たちの国は人口の八割は農民でした。日本も封建時代は農民が多かったように農民が多かったですね。もろに搾取を受けるのは農民だったと思うんです。それまで地主であった者がある日突然、小作に転じなければならぬ。と言いますのは肥沃な土地を本当にただ当然に取り上げられるんですね。それは植民地には植民地を支配する総督府という行政府を置くんですが、その総督府が農民

の無知に付け込んでそういう土地を取り上げる。それは全国的にあったんですね。「今日は地主だったけれども、明日は小作」、そういう事があちこちで見られます。

それから、もう一つの例をこれもよく話をする事なんです。お米の事なんです。朝鮮で取れたお米は美味しいです。寒冷地ですから美味しいですけれども、ところが、農民が作ったその米は三等米としてしか扱われません。朝鮮農民が作った米には一等、二等米はありません。でもその三等米が日本に来ますと一等米で売れる。農民がいくら米を作ったって決して豊かにならない。そういうふうな搾取がずっとあったんですね。植民地と言うのは土地はもちろんですけれども、文化や言葉にしたって、日本に奪われました。私は韓国で四年間、日本語教科書による教育を受けました。いわゆる日本で言う小学校なんです。私に通っていた初めの頃は朝鮮語を週に一時間習いましたが、それもやがて無くなりました。このように総督府の学校で日本の皇民化教育をしました。つまり、日本の天皇のよき臣民たるべき教育をずっと受けてきたんですね。日本のある政治家なんかは、「植民地、植民地」と言ったつ

て、韓国に学校を作ったじゃないか。鉄道を作ったじゃないか」というふうな言葉をよく言いますが、その教育だって韓国の文化、教育を全部否定する教育でしたから、それが本当に良かったか？というふうに思えてならないですね。鉄道だってそうでしょう。軍隊を大陸に運ぶための鉄道ですから、必ずしも民衆のための鉄道じゃなかったと私は思うんですね。そういうふうな時代を韓国で少年期を過ごします。

そして日本に来た時、びっくりしましたね。何故びっくりしたかというと、提灯行列が殆ど毎晩のように行なわれていました。皆さん方には提灯行列をお解かりの方もおられると思うんですが、それは中国大陸に侵略に行った日本陸軍が大都市を陥落していく。そうするとそれをお祝いして、つまり戦勝祝いという事で、周辺の小学校に集まり提灯に火を点して「○○陥落万歳」とかいいうふうな雄叫びを上げながら、市中を行進をする。殆ど毎晩のようでしたね。私も親に連れられてよくその提灯行列に通ったものです。

いま思いますと、一九二八（昭和二三）年一月に私は日本に来ましたが、あの頃が一番日本軍国主義

の絶頂期ではなかったかなと思います。「軍人にあらずんば人間にあらず」というふうな、そういう風潮がずっと国民の中に取り残りましたね。私も何時しか軍国少年に染まっていきました。恥ずかしい話をしますが、小学校五年の時の夢が陸軍大将でした。しかし大きくなりましたしたら陸軍大将なんてなれっこない、と分かりました。そして、中学校四年五年ぐらいになりますと、多くの者が軍の学校に行くんですね。私もやはり軍の学校に行きたいと親にその事を言いましたら「駄目だ」、「それは駄目だ」と言うんですね。母親が特に「駄目だ」と、言いました。しかしとうとうある事から陸軍兵器学校に行く事になりました。学校から私と三人の者が陸軍兵器学校にどうにか合格して行く事になりました。学校の全生徒がプラスチックを先頭に駅の埠頭まで送ってくれました。汽車に乗り込んだとき、思いましたね。「これは生きて帰ってはいけけないんだ。死んで帰らなければこれいけないんだ」。「これほど盛大に学校中が送ってくれるんだからおめでとうは帰れないな」と。未だ一八歳の少年でしたが、そう思ったのはたぶん私だけではなかったんじゃないかと。当時、軍用列車が駅を通過する時には、国防婦人会と

いうのが見送りをします。たぶん日の丸の旗を振って盛大に送られる兵隊さん達は一樣にそう思ったと思います。

次は、少し病気の事に話を移しますが、私は大阪市民病院でこの病気の事を言われるんですね。何か自覚症状があつて病院に行つたんじゃないかと、偶然にわかりました。私の右の腕の所に潰瘍がありまして、それがなかなか治らずその周囲が抓まんでも余り痛くないことに気づきました。いわゆる麻痺をしていましたね。そういう事から胃潰瘍を診てもらっている先生に言いましたら、「別の部屋で待っていてくれ」と言うものですから別の部屋で待っていました。そうしましたら別のお医者さんが入ってきた。それで上半身裸になる。そうしたら注射針のようなもので私の背中を突くと言うんですね。その時に先生が言うには「痛い所は、痛い」と言ってくれ」と言うものですから、もちろん痛いところもありましたが、たぶん痛くない所もあったんですね。また柔らかい筆先で背中を撫でたとき、感じの鈍い所が分かりました。ハンセン病の特徴である感覚麻痺があつたんですね。そこで私は「レプラ」即ちライ病と告知されました。その事があつてから一週間

ほどして、大阪に住んでましたから、大阪の府庁の方から衛生部の予防課の係官という人が私の家に来るんですね。「あなたはライ病だから療養所に行け」と。その頃はハンセン病というふうには言っていません。ライ病と言つてました。見る限りの自覚症状が全くないものですから、私がどうして療養所に行かなければならないのか、というふうな事で何度も何度も問答をしました。実は先ほど、告知を受けて一週間ほど後大阪府から予防係りが家に来たと言いましたが、このことは予防法の中にちゃんと書いてあるんですね。「ハンセン病患者を診察した医師は速やかにその患者の所在する県知事に届出をしない。もし届出を怠つた場合は罰金」そういう罰則が付いているんですね。もちろんお医者さんですからそのことを知っていて私を県に報告したんでしょう。私は今でも大阪府の登録患者になつております。

当時、もう既に療養所の中ではプロミン治療が行なわれております。あの特効薬のプロミン。療養所の中ではプロミン治療をしているという事も、ある本からも解りました。「何としてもプロミン治療をしたい。何とかプロミンを手に入れてプロミン治療したい」というふうな思いからプロミン探しをする

んですけれども、プロミンは無いですね。静脈注射ですけれども、無い。なかなか無い。これもですね予防法の中に書かれている事なんです、プロミン治療は療養所の中でしか出来ない、という規定があったんです。一般社会では治療が出来ないという事になってくるものですから、そんな薬があるはずもないんですね。そういう事が療養所の中に入って、予防法を見て解ります。

それからもちろん大学も中退しました。一九五〇年になりました、新世界、皆さん新世界に行った事はあると思うんですが、あの新世界の本当に賑やかな所で金さんの家を借りて、そこで食堂をしました。あんまり大きな所じゃないんですけども。その頃は物価統制令というふうな事が出来ません。そういう時代ですから食堂の数もそう無かったです、私の食堂は大流行でした。本当に門前市をなすというほどの大流行。ところが数ヶ月してから大阪府の予防係りがまた私の店に來まして、ちよつどその時は私は店にはいませんでした。と言いますのは顔がちよつともう腫れぼったくなっていましたから、もう店には出ていませんでした。それで「この病気の

人はこういう商売は出来ない事になっているから止める」というふうに言ったそうなんです。三回目に私がいる時にやはり來たんですね。そこでまた口問答。ある日は、浪花署の制服警察官を連れてやはり來ました。警察官は仕事への文句は言わなかったけれども、やはり一種の脅かしなんです。そういう事があって私もとうとう、もうその店を止める事になりました。これも予防法にちゃんと書いています。すよね。「従業禁止」という条項の中に、「この病者はこういう事をしたらいかん」というふうな事が書かれているんです。そうしますと予防法と言うのは患者は社会におれないようになっていっているんですね。そういう仕組み。これが予防法かなというふうに思っています。

それでもう一つ、実はその当時はまだまだ療養所からの帰省が規制されてきました。なかなか帰省させてくれない。もうちよつとやそつとでは帰省させてくれないんですね。私は一九五二年に入所しまして三年目なんです、三年目の時に外にいた妻の姉の方から手紙が來ます。僕の妻はヒデコと言うんですが、「ヒデコが今、大変悪い。だから入院させなければいけないので帰ってきてくれ」という、そう

いう手紙が何度も何度も来るんですね。私はその手紙を持って人事係の方へ帰省願いを出しに何度も行くんですけれども、帰してくれないんですよ。私もお百度を踏むもんですから人事係も「それならば」と言うので、鼻汁検査をしたら菌は陰性でした。もうプロミン治療をしていますから、もう早くに菌は無かったですね。もう病理医学的には治っている。帰省許可の決定は園長がするもんですから、園長の面接を受ける事になりました。ところが僕を見るなり園長は「お前は三年しかならないから駄目だ」という事で、とうとう帰してもらえませんでしたね。あの時、もし私が帰っていたならば、たぶん療養所には戻らなかつたんじゃないかというふうに思う事があります。

その二年後に私はまた帰省願いを出して帰る事になります。と言うのは光田園長が交代しましたから。光田園長の時にはなかなか帰省が難しかった。けど次の園長は非常に解放的な考え方をもつ人でしたので私は容易に帰省をする事が出来ました。二週間の帰省願いをもらって私は帰ります。妻は入院したと聞いていましたから、それで姉の所に行きましたら、「ビデオは去年、亡くなった」と、こう言うんです

ね。死んだという事は聞いてませんでした。「何故そんな事を僕に手紙でも出して知らせしてくれなかつたのか」と、本当に言いたかつたんだけど、あれほど「帰って来い」というふうに姉が手紙を出したけれども、帰らなかつたという事への負い目があったものですから、姉に詰め寄る事は私はしませんでした。

みなさん予防法が無くなったと言うのは記憶がございまずでしょうか。一九九六年、平成八年、予防法がなくなるんですね。強制隔離収容の出来る予防法でした。そういう予防法が九〇年間も存在していたんですが、ようやく一九九六年に廃止になります。その当時の厚生大臣は今民主党党首の菅直人さんでした。国会での廃止法案説明に先立って菅直人さんは陳謝しました。どういふふうに詫びたかというのと「このライ予防法が存在していたために患者さん、また家族の皆さんに大変迷惑をかけた。被害を与えた。だから申し訳なかつた」。そのような意味のお詫びをしました。でも「予防法が誤っておつた。誤つた予防法によって迷惑をかけた」という事は一言もなかつたですね。菅さんのそういう謝罪を聞いてからもやはり釈然としないという思いを持った者も

相当数いたと思うんですね。初めは「ああ詫びてくれて嬉しいな」というふうに通った者もいたと思うんですけども、だんだんと「おかしいぞ」と。「予防法が誤っていた」という事に対して一度も詫びがないじゃないか」というふうな事から裁判が起きる訳ですね。その二年後の一九九八年七月三十一日に九州の二つの療養所から一三名の原告が熊本裁判所に提訴します。直ぐ全国に波及しますね。私も初めそれを聞いた時には本当に「これは大変な裁判だ」と思いました。国を相手にする裁判ですから「果たして勝つだろうか。負けるんじゃないだろうか」。そういうふうな思いもありました。しかし、やはり「これは自分も原告に入らなければならぬ」という思いにだんだんだんだんなってくるんですね。何故ならば「この裁判は勝ち負けじゃないんだ。この裁判を通してライ予防法がどういう法律であったかという事を世に知らしめる、その事だけでも意味があるんじゃないか。そのためにやはり原告に入らなければならない」というふうには思ったのです。そしてある日、弁護士の方が来られてこう言いました。その当時は三百人ぐらい原告がいたんですね。全国の入所者数は五千名いました。五千名の割合は五百

人ですね。その弁護士が言います。「少なくとも入所者の一割、五百名が原告にならないければ、この裁判に勝つ力にならない。何としても五百名ぐらい原告になってほしい」というふうなお話がありました。その時に私は決心をしまして熊本地方裁判所の原告になります。当時、私たちの園では九名。私は自分の親しい人だけじゃなくて、「この人は入ってくれないんじゃないか」という思いから相当数当たったんだけれども、やはり多くの者がしり込みをしました。ようやく九名になりました。実はこれは、こういう話をする皆さん「えーっ」って思うかもしれませんが、けれども、愛生園の中では裁判に反対する人がたくさんおりました。

裁判に反対する多くの人と言うのは、やはり「国のお世話になっている療養所にながら、国を相手に裁判をするとは何事ぞ」というふうな単純に思う人が多いですね。そして、もう一つあるんですね。私たちはライ予防法について意見を言う場合は、光田健輔という人の名前が出ます。ライ予防法の歴史を見る時に多くは光田健輔が厚生省に物を言った時、やっぱり予防法と言うのは悪く悪くなっていたわけです。だから私たちは光田健輔を批判する立場に

なります。その光田健輔が二七年間、愛生園で園長をしましたから、慕う人もたくさんおります。「光田園長のおかげで自分はこうして今でも幸せに生きてるんだ」という考え方の人もおる訳ですから、今でもやっぱり光田健輔の名を出すのはタブーでもあります。そういう事で愛生園の場合、特に他園よりもいつそう裁判に加わらない人が多かったようでございます。

はしよつた話をしますけれども、その三年後の二〇〇一年、熊本地方裁判所で判決が出ました。五月一日、あの名判決。「国は遅くとも昭和三六年以降においては予防法は憲法に違反している。また、誤った法律を改正、廃止もせずそのまま放置したのは国会の責任でもある。」立法不作為によって国会をも断罪しました。これは非常に私は大きい意味があると思うんですね。マスコミはこの事は余り報道しませんでしたけど私はこの意味は大きいと思うんですよ。国会議員もボヤボヤしておれない。国会議員の立法不作為という罪を断罪し、また厚生省もライ予防法の違憲性で断罪する。そういう本当に私たち原告の完全勝訴の判決を頂きました。しかし私はその判決を聞いて同時に心配になりました。「こん

な凄い判決をおそらく国は受け入れないだろう。控訴するであろう」と。またマスコミも言いました。「控訴ありき」というふうな事で報道したんですね。控訴期限が二週間。五月一日判決。期限が二五日。そして五月二一日・二二日、私も東京に行きまして、首相官邸前では多くの支援者も集まっていましたけれども、約一千名の者が「控訴するな」というシユプレヒコールを上げながら、頑張ったんですね。私は二二日に用事がありまして帰りまして、翌二三日、小泉首相がテレビカメラの前で言いましたね。「異例な事だけでも、控訴しない事にした」と。私はそれを部屋で見ていたんです。これ以上の感動はありませんでした。それほど本当に嬉しかったんですね。

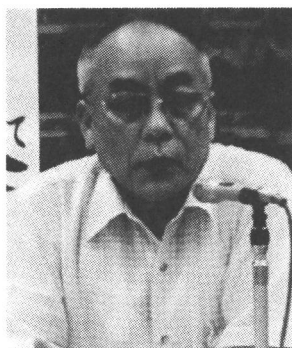
(玉光さんより基調提案)

藤井 はい、有り難うございました。少なからず知識は持っておったつもりでございますが、こうして生々しい体験の中からのほんの一部分の事をお聞きいたしました。それぞれの所で受け止めてくださったと思います。次は玉光先生の方からご案内の通り真宗大谷派の中で、ハンセン病についての関わり合いをずっと以前からお持ちで、そしてまた活発な発言

をなさっている玉光さんであります。今の金さんのお話に来れば幾らか加味していただいて、お話をして頂ければと思います。

玉光

「国家を問う」というテーマを与えられてまして、それに「浄土の回復」という事が付けられている訳ですけども、その事について、いま私が考えておる事、特にハンセン病の様々な事柄を考えながら少し話していきたいと思います。「国家を問う」という事なんです、こういう事を思いますと一人のハンセン病を病まれた伊奈教勝という、ご承知かと思いますが、愛生園で大谷派の僧侶、大谷派の出身の方がおられました。予防法が廃止される前の年に亡くなられたんですが、晩年、その方にこういう事を言われた事があります。「二度に渡って国のためとい



う事で自分の人生は大きく変えられた。それは一つは戦争です。そしてもう一つはライ予防法です。その二つの事で自分の人生が本当に大きく変えられた。つまり、どちらも国の

ためという事だった。ところが自分はその国を問う事が出来なかつた」と、こういう言い方をされました。勿論その伊奈さんは浄土真宗の教えと言うか、教学というものと全く関係がない訳でなくて、寺で生まれた方ですし、大谷大学を出られ、そしてその後いろいろな意味で非常によく学ばれておった方であるけれども、「自分は国を問えなかつた」と。こういう事を言われた事があります。

それから全くこれは別の事ですけれども、司馬遼太郎という人が「この国のかたち」というエッセイの中で、「明治以後の日本人ほど政府を信じてきた国民はいない」というような言い方をしています。これも「なるほどなあ」と思われます。ちよつと読みますと、「明治以後の日本人ほど政府を信じてきた国民はいないに相違ありません。少なくとも明治二〇年代以降、日本政府は国民に信じられる事によって成立していました。明治二〇年代以降の日本人は実に国家や政府を信用していました。国家や政府が過ちを犯す事がないと、どこかで信じています。これが近代化が遂げられた最大の理由だと思えます。」。こうありますが、実は伊奈さんがライ予防法とか戦争、つまり国のためという二つの件につ

いて、国家を問う事が出来なかつたという、その元には、こういう日本人の特質があるというふうにも思っています。

そして、もっと後になつての事で言えば、在日の韓国人で鄭敬謨さんという方が「日本を問う」という書物の中で、「国家のあり方における是非を問わない点で日本と言うのは誠に特異な国だ」という言い方をしています。つまり国のあり方の是非という事を一切問わない。つまり今申しました司馬さんが言うように「信用しておる。国のする事は何でも信用する」と言うのです。

そういう事でハンセン病で最初私が二〇年程前に愛生園へ入つた頃の事を思い出します。まだ二〇年前で、ライ予防法廃止についてポツポツ話し始められたと言う時期です、以前一九五二、五三年ごろ以降、再びライ予防法の廃止という事が話題になりかけた頃ですね。話しを聞いて下さる皆さんは真宗同朋会ですから、真宗のご門徒の所で話をするんですけれども、ライ予防法の話とか、天皇制の話とか、あまりこれまで聞いた事がない話を話した訳ですね。そうすると、もうこの方も亡くなられたんですが、一人の方が「先生、ライの話はもう良いんです。法

話をして下さい」と、こう言われたんですね。これは何も特別の事でなくて、つまりそれはどういう事かと言うと、それまでずっとされてきたお話と言うのは、ハンセン病の療養所なんだけれども、ライの話はしないで法話がされておつた。それはごく当たり前です。今でもそんな事はいっぱいやっています。何も特別の事ではないんだと僕は思っております。どういふ事かと言うと、国の政策としての隔離を前提とした所の「信」なんですね。つまり隔離を前提とした所の信心。そういうものが語られておつたと言つて良いと思います。愛生園だけじゃなくて全国各地の療養所で語つてきた真宗と言うのは、たぶんそうだったんじゃないか。これは私たちの大谷派だけじゃなくて、たぶん本願寺派もそうでないだろうかと思ひます。

一方僕は今度の裁判の「裁判の井戸を掘つた人」として考えておるんですが、今年三月に亡くなられた島比呂志さんですが、彼の「奇妙な国」という作品の中で「滅亡する事だけを目的としておる国」と、こういう言い方をされます。つまりライ療養所と言うのは、「そこで人々が滅亡する事を国家の大目標としておる。そんな国はそこしかない」という言い

方をしています。とにかくその事から始まって、ずーっと国をある意味で問い続けられた方です。それで島さんの「海の砂」という、「これはもう凄い本だ」と思っておるんですが、その中でいろんな言い方なんです、「ライ予防法は憲法に違反した殺人法だ」という事から始まって、「国を斬る」という表現があります。それから「殺人罪という事で国を訴える事になりましたか」という事を作品の中で言われておるんですね。実はその事が同時に後に、それこそ晩年、今度の国賠訴訟に実際になっていった訳です。つまり療養所にて国を問う。その事を実践する。私たちの言葉で言う願生浄土とか、往生浄土ということも、具体的にはそういう形であるだろうという事を思います。

そういう意味で私たちにとって、「国家を問う」という事がハンセン病との関係で、私たちに教えられてくる事でありませう。

ただ、そこで国家を問うんだけれども、なかなかそうストレートに事が進んで行かないという事があります。いま金さんが言われたように、国賠訴訟勝訴・そして控訴断念という、そういう事まで起こって、それ以降、様々な政策もとられておるんですが、

不十分な事ばかりなんです。一つ私は「控訴断念」と言う時に非常に気になった事があります。それはどういう事かと申しますと、小泉首相の「控訴断念」の時に首相談話と言うのが出されました。そして同時に政府声明と言うのもありました。そのどちらにも使っておる言葉。僕はそれを聞いた時に「あつ」と思ったんですね。それは何かと言うと「極めて異例の判断」という言葉であります。「今回の控訴断念と言うのは極めて異例の判断だ」と、こう言いました。僕はこれを聞いた時に、誰が考えたか解らんですけれども、これは後々大変な意味を持つんじゃないかと、直感的に思った訳です。それがどう働いたかと言うと、つまりこのハンセン病に関しては、本当に気の毒な人たちで、これはしょうがない。つまり、この事に関して控訴断念はしょうがないと。マスコミなんかを含めて、これは本当にこの件に関してはしょうがないと。そしてその結果、どういう事を生んだかと言うと、国側が敗訴したんですけれども、あそこで一番株を上げたのは小泉ですね。「あ小泉さんは偉い」と、こうみんな錯覚したんです。錯覚したと言うよりもそうさせられたんです。これが、まだ今でも本当は、はっきりしてないと思いま

す。

実際に国側が敗訴して、それこそ土下座でもして謝らなければいけない所ですわ、あれは、本当はね。だけでも偉そうな顔して「このたびは極めて異例の判断だけれども、控訴を断念する」。それで小泉人氣がバツと上がる。こういう事を許したのは我々です。これがつまり、それこそ馬さんの言う国を信用しておるのはですね、私たちでもある訳です。何故そうなったのかという事です。

これは非常に面倒な問題なんです。それはどういう事かと言うと、これは僕の判断ですけれども、私たちが問われなかったんです。どういう事かと申しますと、これも鳥さんの表現なんです、今回の裁判の始まった時に、こういう表現をしました。「裁判は当然裁判官の判決に期待するものであるが、私はむしろ加害者であった国民一人一人がどれだけこの裁判に関心を持つてくれるのか。その事により大きな期待を寄せている」、こう彼は言いました。つまり判決は勿論なんだけれども、ここで大事な事は加害者でもあった国民一人一人がどこまでこの裁判に関心を持つてくれるか、という事を彼は、その裁判を始めるに当たって、そう表現されました。残念

ながら、そういう意味で私たちは加害者、つまり被告ですね。被告だった訳です。僕は特に大谷派で裁判を受け止める時に裁判に関する声明を何回か出したんですが、その時の一番の原点それは「我々は被告なんだ」と、「その立場を絶対に崩してはいけない」という事を、何回も言っただけという表現をしたんです。

ですから加害者である国民一人一人。つまり「私たちは被告だったんだ」という事を忘れて、支援者になったり、応援をしたり、一緒に「良かった、良かった」。それは良かった事には違いないんです。しかしそこに、何と言ったら良いかね。屈折がないんですね、一緒に喜んだという事は。

そこで私たちが加害者であったという事が、あるいは被告だという事がはつきりしないという点があります。これは何かと言うと、もう一つ別の事で言えばねライイ予防法が廃止されました。しかし私たちの日常は全く変わってない訳です。もちろん当事者の金さんとか、あるいは非常に深い関係のある人たちの中ではライイ予防法の廃止という事で変わった事があります。しかし一般に私たち国民という者は殆どライイ予防法が廃止された後、何も変わってない

「何となく、自分の頭の上にあった重石が除かれた気がする」というふうには療養所の多くの方たちが全国いろんな所でお会いした時に語って下さいました。その通りだと思います。しかし「何となく」それはそうなんだけれども、具体的にはあまり変わらない。それを具体的に変えるのは個人と個人の出会いですね。そういう事だろうと思うんです。それぞれの療養所の方々が故郷との縁を結ぶとか、そういう事は国とか行政とかが、やるという事ではなくて実際はやっぱり個と個の出会いとか、そういう事でやるべき事だろうと思いますし、そういう所でしかやれないだろうと思います。

それは隔離した側とされた側とが、そういう事を破ると言うか、一番最初、伊奈教勝（藤井善）さんが言ってくれた事でもありますけれども、つまり両方から両方が解放されるという事ですね。隔離された側も隔離しておる側も解放されるという事は、そういう事から考えていきたいなあと思います。そういう意味でまさにこれからなんですけれども、今「真相究明委員会」とか、裁判の後やられておる訳ですけれども、そういう中で、例えば社会復帰という事はどういう事なのか、というような事が具体的に

な話題、課題となってくるかと思えます。例えばこれまで隔離の場であった療養所が、人と人との出会いの場にどうすれば出来るのかとか。あるいは故郷へ帰るといふ事も、帰ってしまわなくとも、少なくとも出入りが自由になるといふような事を周りと言うか、その地域も含めてやっていくとかですね。そういう事が今大谷派の中で里帰りなんかを支援しようという事で個人的にネットワークを作りながら始めてはおるんですけれども。そういう事をやっていくしかないだろうと思っています。

それからもう一つは、例えば今日のような会と云うのは、とても大事だと思えます。それはどういう事かと言うと、一つの課題を例えば金さんが療養所から出て来られて、この場で一緒に考えるところか、つまり課題を共有するという事ですね。これは単にハルセン病の問題だけではなくて、例えば金さんは在日の人としてここにおられる訳ですけれども、そうするとその在日の問題をこの場で一緒に考える。つまりそういう事がごく当たり前の事として療養所の人たちと私たちが一緒に同じ課題を考える。こういう事も、たぶんこれからの社会復帰という事では大事な事だろうと、こんな事を今思っています。一

応こういう事にします。

(小森さんのコメント)

藤井 有り難うございました。多少覚えてますけれども、

小泉首相がああのご談話を申した時に私も「さすが小泉さん」と思って錯覚した一人でありました。「これで何かが変わるぞ。いや、これで良いんだ」というふうな思いをしたと同時に実は自分の中でいわゆる隔離をした方の責任、追い出した方の側であるというものを免罪していく。これで、私たちの代表である首相が「異例な判断で、素晴らしい判断をした」という事で、自分をも巻き込んで自分のどこかそういう立場をうやむやにさせるといふふうな事を無意識におつたんじゃないかという事を今お話を聞きながら思いました。それで言葉は違うかも知れませんが、課題を共有するという事で、玉光さんがおっしゃっていただいた事を私たちの教団で言う、「差別・被差別からの解放」といふふうな言葉を使いますが、聞かさせていただきました。金さんと玉光さんの話を受けて今日対談する側として、小森さんの方からお話を続けていただきたいと思えます。

小森 貴重な話を聞かせていただきました。大変勉強さ

せていただきました。小泉首相の話が出ました。私



もあの時のテレビの画面を今も鮮明に頭に焼き付けております。私の印象はむちゃくちゃな「構造改革」をやるために、この辺で人気をつなぎ止めておきたいと考えた発言である

と、受け止めました。その事は言葉を変えて言いますと、民衆の英知と言いますか、歴史的な洞察力と言いますか、それと政府のごまかしの接点があの小泉の発言であると、こういうふうを受け止めています。そこで今日のテーマは「国家を問う」でありますから、ちよつと時間の関係もありまして理論的に集約して申さなければなりませんので、お許しいただきたいと思えます。国家は強制力を持つて人々を統治する、所詮権力の基盤、いわゆる支配階級に属する連中の利益を守るという事が一番大事であります。支配階級の利益を守るために厳密に言うところから近世の封建社会を経て今日に至るまで部落差別をうまいこと言いながら温存し、継続するという方法を取っておる訳です。

したがって国家権力というものは、一面そういう強制力を持つて、場合に寄つたら全く理屈に合わない事でも強行してくると。こういう事をしつかり頭に叩き込んでおかなければいけないと、これは私の長年の部落解放運動で政府権力、あるいは行政機関と闘ってきた一種の結論めいたものであります。しかし国家というものは、そういう一面だけを持つておるのかと言つたら、そうではなくて、むしろその一面を補強するために、支配者の利益を守るという国家の本来的任務のために、場合に寄つたら部分的に民衆の利益を守る。それは彼らの本音ではなくて、民衆の利益を守ろうとする素振りをしてみせる。これは先ほどの小泉の判決があつた時の「異例な事であるけれども、このたびは控訴しない」という事と言つた、あそこに表れておるんであります。部落解放運動で申しますと、一九七〇年代の高度経済成長の時期に言わば中ぐらゐの技術力を持った労働力が大変必要となつて来た。この時に今まで疎外し続けてきておつた部落の青年諸君を、同対審答申の言葉で言えば、「主要な生産関係」の中に組み込もうとした。しかしそれは支配階級の利益を守るためであるし、生産拡大のためであつた訳ですから、本当の

意味で就職の機会均等とか、職業選択の自由とか、後々までちゃんと物が保障されるような政策は取らなかつた。こういう事になります。だから国家は私には国家を問う場合に二面性があると。厳密に言うと二面性と言うとファイファイファイのよう聞こえますが、ファイファイファイじゃなくて一・一パーセントぐらいか、一・二パーセントぐらいか。つまりコンマの二か、コンマの二が民衆の利益を守るが如き素振りを見せて自分の政治権力を維持長らえさせていく。こういう仕掛けのものが国家だと思つている訳であります。

そこで金さんの話を聞かせてもらひまして、つくづくその私の国家観を裏付けるような、金さんのこの人生を通じてのいろんな体験を聞かせていただきまして本当に感銘をいたしました。それで玉光さんはその国家、私と全く同じ国家観かどうか解りませんが、相当程度の国家に対する不信感を持つておられて、それを何とかしなければいけないという熱意を語られていた訳でありまして、そこで結局差別をする者、差別をされている者。このハンセン病で申しますと、国家権力によつて強制的に隔離をされて人生の大半を悲しい思いで過ごさなければな

らなかつた。その直接の長島愛生園なら愛生園の療養所におられる皆さんの人間性を回復する作業と、それを放置してきた、無関心でいた私たちの人間性の回復。双方の人間、私はこれ自己実現という言葉をよく使わせてもらいますが、そういう双方の人間解放が大事であるという事をいわれました。これも私は深く共鳴をいたしております。その双方の解放という事について、今日私はどれだけ多くの個人々人が人間性、あるいは人間の自由と言いますか、自己実現の能力に目覚めるか、洞察力を持つか。その目覚め洞察力を持った事に従って、ほんの少しでも行動するか。ここに国家の二面性を衝いていく原動力があるという意味で、玉光さんの言われた事に深く共鳴をさせていただいた訳であります。

国家の二面性という事に対して深く洞察力を持って、これにささやかでもその矛盾点を指摘し、抵抗すべき所は抵抗すると、こういう事が大事でありまして、その抵抗する人間の動きと言うのが、部落解放運動でよくこれを使わせてもらっておる言葉であります。「主体の確立」という、真に部落を解放するに足りうる運動の主体の確立、人間のあり様という事を求めなければならないという事を言い続けさ

せてもらったのであります。昨日もある所で講演する機会がありまして私は申し上げたんですが、「人間主体の確立とか、人間のあり様とか言うのは、広島県では毎年の部落解放同盟の運動方針にあるが、他の県に行ったらそんな言葉は使ってないよ」と私が書記長をしておる時には解放同盟本部運動の方針にくだいほど書きまされたけれども、まだなかなか徹底してないようで、徹底してないから政府のごまかしに乗じられて今日の如き運動の局面が来たんだと。こういう事を言っておる訳でございます。したがって、そういう観点から被害を受けておる立場の者がしっかりしなければならぬ、という事はこれは当然の事でありまして、金さんが説明をされた訴訟一つ巡っても、意見が完全には一致しない。しかも本当は政府の差別的な政策によって、人間性を踏み躪つた政策を現地で実行するその施設の園長に恩義を感ずるといふような、そういう格好になる。差別を仕掛ける者と、差別を実行する者と、またその差別を受けて被害を被る者との関係と言うのは、私はそういう問題だと思ふんです。そういう事だからこそやはり主体が大事である。そういう意味では色々訴訟に賛成をしなかつた当事者の立場の方の理

(ハンセン病療養所での布教)

藤井 では後半に移ります。最初金さんの方から、「お坊



論もあると思いますけれども、そこをやり抜かれたという事は非常に大事な事ではなかったかと、敬意を表する次第でございます。

国家の二面性、フティフティでは

ないが、言葉で言えば二面性ですけれども、大衆のためにするのはほんの僅かしかやらない訳でありまして、それでむしろ巨悪をごまかしていくという役割を果たす訳でありますから、そこを見抜いて一つ一つ撃っていく。そしてお互いの望む所を僅かずつでも実現をしていく。その心の豊かさと言いますか、人間の抱く展望に対する心の躍動感と言いますか、そういうものが私は浄土への道である。仏教で特に浄土真宗で南無阿弥陀仏という境地はそれである。こういうふうな思っておる訳であります。

藤井 有り難うございました。

金

さんの話して以前こんな事を聞いておったよ」というふうな事を、記憶の中におありでありましたら、ご紹介してみて下さいませんか。

私は法話を聞く機会は多数あります。例えば入園者全体を対象にエラリーお坊さんが来て話をする。これは本当にこういう話をすると思わずいかなと思いつながら話しておるんですが、殆どお坊さんと言うのは社会に関する話はしません。「病気になるんだから、あんた方はアキラメなさい」という「アキラメル」という思想を吹き込むような話がやっぱり多いですよ。だから、「ここを天国と思つてあなた方は療養する。一生おきなさい」というお話が多かった、確かに。付け加えるならば「しつかり念仏しておきなさい。その事がやはり救われる方法だ」という、そういうふうな話が多かったよ。うな気がするんです。私が入ったのは一九五二年ですから、もう既に療養所の中ではプロミンという特效薬が使われて、治る時代です。治っていくというその時代にあつてもそのような話をされていたことが記憶にあります。「業病」と言われた方の記憶はないんですが、中には「業病」と考えてそういう話をされた人は多かつたように思います。

ちよつと皆さんレプラって聞いた事がありますか。ギリシャ語ではハンセン病をレプラといいます。そのレプラという言葉が偏見差別をウーンと助長したとおもいます。旧約聖書にツワラートという言葉が出てきます。旧約聖書を新約に翻訳する過程でそのツワラートをレプラと訳したわけですが、旧約のツワラートとはどういう事かと言いますと、神に討たれた者、神に罰せられた者という意味があるわけです。つまりレプラと言うのは、いわゆる神に討たれた者、神に罰を受けた者、それがレプラだと。いわゆる言葉を変えればそれは天啓病だと。

私の印象の中にはそのように偉いお坊さんが来て、いろんな話をするんだけど、もう既に治る時代に向かっている時でありながらも、我々が将来希望を持つようなそういうふうなお話を聞いた事は余りありません。こういう場所でこういう話をすると言うのはちよつと苦しい事なんです、でも私の聞いた印象を率直に言えばまさにそうです。

藤井

言いにくい事をおっしゃっていたさきありがとうございました。玉光さんも最近はそれこそ人と人とのつながりのその人の一人になっていらつしやると思うんですが、我々は僧侶という立場、あるいは一

個の人間という立場で交流をさせていただく、それを実践して下さる訳ですが、今まで我々の先輩たち、もしくは同じ仲間がそのような言葉、言わばアキラメを強いるような言葉の投げつけをしていた、その歴史を我々は担っておるという立場で考えたら、玉光さん、一人僧侶として実践の中で、どんな感想を持たれたか、話をしていただきませんか。

先ほどこよつと話を聞きましたら、金さん曰く「他の先生の話は大変良いんだが、玉光さんの話は法話じゃないという話しが、入所者の方からあった」というふうな事を聞きましたけれども、いかがでしょうか。

玉光

何とも言えないのですがね、要するにハンセン病、つまりライに触れないで療養所で法話をする、これはごく当たり前の事として行われていた訳ですね。その事を私たちがどう考えるかという事なんです、簡単に言えば。それは東西本願寺のみならず、あらゆる宗教、ひよつとしたらそういう意味では、キリスト教は悪い意味では聖書とかで触れておった所があるんです。少なくとも仏教教団におけるものを色々と聞いてみると、殆どそういう記録がないんですけども、そこにおられる人たちに聞いたりした中

では、およそハンセン病という事には触れないで法話をしていたと、言うのが実際だったと思います。もちろんそれは直接触れなくても、聞いておる側が「これは私たちのことを言つて下さった」とかね、そこから立ち上がるというような法話なら、それはそれで良いと思うんですけれども。僕は最初、これも色々言われたんですが、「慰問布教」という言葉を使ったんですね。これは軍隊の方でも慰問布教と言うのをやっておったようなんですけれども、慰問布教ではないという事をどこで表現するか。それは今でもそうですよね。

隔離を前提としたら、どうしても慰問布教になつたりですね、ハンセン病の隔離を問う事のないままで仏教を語る。そういう事はいい実は今でもやっておるだろうと思います。

藤井 実はその延長線にどうも国家を問えないという、そんな事を私は思いますが。三者懇と申しまして安芸教区、備後教区、そして広島県連の方々に問われた事と言うのは、民衆をしつかりと目覚めさせるのではなくて、言わばアキラメさせてきたお坊さんたち、その事に気付いてほしいという投げ掛けであつた。それを投げ掛けをいただいた我々が考えてみる

と、ああいう場においてそれも今問われていると私自身は感じたんですが、「国を問う」という事に少し話を集中させていたかと思ひますが、いろんな表現があると思ひますが、何かご意見がございましたら、どうぞ。

小森 お互いの個々人と比べてみると、その力関係と言ふのは国家は膨大な力を持つております、宣伝力も凄いですね。その宣伝力をもって自分の都合の良いような考え方で、人々の頭脳の働きと言ふのをコントロールをしておる訳です。これが部落問題でよく言われる社会意識としての差別観念と言ひます。ハンセン病に対する一般の国民の物の考え方も政府の政策によつて「隔離政策が一番適しておる政策なんだ」という事を刷り込んでおりますからね。その刷り込みは「一旦その病気にかかったら治らないし、移つたらどうするのか」という恐怖感を後ろで炙りながら、そういう刷り込みをやつてきたものと思ふんです。大よそ差別と言ふのは、みなそういうパターンになつておると思ひます。

いったん刷り込まれた意識と言ふのはですね、かなりその後状況が違つておるといふ事を確認できて、人間のこの頭脳と言ふのはなかなか直らないで

すね。刷り込みされると。これを解放理論で言いましたら、綺麗に咲き誇っている花も実際は根の所で養分を断ち切れれば、やがて萎れるという事は解っているんですけどもね。しかしある一定の期間、それは花としての美しさを保つように、人々の意識はそれ以上に頑固に一定の状況を保つと。これを観念の相対的独立性という言葉で我々は表現しております。その観念の相対的独立性を打ち壊すと言うのが先ほどいろいろ色々話に出てきております、玉光さんの言葉を借りれば、人間一人一人の出会いの中でどういう良い関係を結んでいくかという事です。個々の歴史の洞察力というふうな事を私は申しましたが、私もそんな意味で申し上げておる訳です。

中にはもう、それに抵抗するどころか、そういうものの宣伝の媒体作用を行なって、自ら率先してそういう悪い方へ加担するという人もおります。しかし、それは本人の内心をよく問い質すと一般的に言う悪気で作っておるというよりは、良かれと思つてやる場合もある訳でありまして、そういうのは人間の持つておる本来的な人間の幸せを実現していくという事と、真正面から反対の事をしておるんですから、これを私は人間疎外とか、自己疎外とか言う言

葉で表現をしておる訳です。したがって、やっぱりこの際私が思う事は、こういう大きな社会問題を吾々が解決するためには、人間というものがどういう根性で、しかも悪い方へ誘い込まれたら、なかなか脱却できない。そういう人間の持つ弱点、そういうものをやはりよく究明する事が必要ではないか。それと今同朋三者懇が取り組んでおるのは、人間の煩惱というものをどう見るべきか。あるいは業とか、宿業とか言われてきたものをどう見るべきか。こういうふうな所ではないかと思つております。私の今の感想はそういう事です。

藤井

はい、有り難うございました。金さん、もしも「そんな事は聞きなさんな」とおっしゃれば、ご容赦願いたいんですが、原告として立ち上がった行かれる時に様々な葛藤があったのではないかとこう思うんですが、いろんな方に「今さら原告として名を連ねようと思う時に、ここは何が不足があるんね、良いようになったじゃないの。これもあるし、これも出来るようになったじゃないの。昔ならあれだけ、今は」というふうな、いわば一番親しい方からの声も含めて様々な葛藤があったと思うんですが、そういう意味からそれを越えて行ったものと言つた

金

ら、金さん何だったんですかね。

原告になる時に自分が一番迷ったのは、自分が在日韓国人であるという事のためでした。日本における私たちが在日韓国・朝鮮人は病気による偏見差別に加えて民族差別も受けていますから、本来ならば真っ先に立って原告になっていいわけですが、そこはやはり色々葛藤がありました。今「葛藤」というお言葉がありましたけれども、全くその通りでした。と言いますのは日本の療養所の中で生活しているのですから、なのに、裁判で国を相手に訴えているのか、というのと、更に言えば日本の国に世話になっているのにと葛藤であつたと思います。愛生園でも残念ながら私たち韓国人に対する偏見はあります。入所者の平均年齢が七七歳です。殆どのものが戦中時代に義務教育を受けています。戦中時代は私たちの国は日本の植民地の支配を受けていた時代でしたから、朝鮮人に対する蔑視教育は否めないことでした。そういう環境の中で、率先して自分が原告になることへの躊躇でもありました。自分が原告になれば、きっと「朝鮮人の金が原告になった」との誹謗中傷はあるだろう。それはいいとしても、原告を集めるのにマイナスの要因になるのでは、とい

う心配もありました。自分が同胞に声を掛ければ原告になる人はおるだろうが、日本人原告が増えた後に声を掛けようと思いましたが、確かに私が原告になってから誹謗中傷がありました。「朝鮮人が金欲しさに原告になった」と。でもそれらの中傷に気持がひるむという事は全くありませんでした。なぜなら「この裁判は僕たち原告だけの裁判じゃない。入所者全員に関わる裁判である。だから僕はその代表なんだ」という気持がありましたから。そうして先ほども話がありましたように九人が入りました。その後もしつづ増えてきまして三〇名ぐらいなつた所で、私は何人かの同胞に声をかけました。それでも「急に朝鮮人が増えてはいけない」とは思っていました。やはり「朝鮮人が原告に加わっている」と誹謗するひとがいました。考えてみますと一番被害を受けているのは僕たち韓国人ですよ。でも「日本の療養所で日本の国のお世話になつている限りは、やはり原告になりにくい」という雰囲気がありました。自治会組織があるんですが、私もその一員でした。ある日、自治会会合の席で「僕はみんなの代表のつもりで原告になつています。この裁判の判決は単に原告だけのものではなく入所者全員に等しく

関わるものだから、と言った事があります。それは今も変わりません。と言うのは判決が出た結果と言うのは原告だけの結果じゃないです。入所者全員に等しく関わる結果になりましたので。

〔「患^{やち}いもまたご縁なり 法の道^の」について〕

藤井 有り難うございます。少し私の方のどうしてもそういう葛藤をどこかでしっかりと受け止めておきたいというふうな思いがありましたので、失礼な事を聞いたかも知れません。有り難うございました。

少しここで違った視点がもし皆様方の中にご質問があれば、せっかくのお話ですから今日の御三方の方の議論と一緒に考えてみたいと思います。

会場 はい、すみません。森山と申しますが、せっかくの投げ掛けですので、質問と言うよりは「こんな事がありました」というふうなお話させていただければと思います。休憩の後で「業病」というふうな話の投げ掛けがありまして、その話の中で、「アキラメをしらせる」というふうな言葉を述べられました。私もたまたま長島愛生園の隣の邑久光明園という所を訪問させていただく機会がありまして、お話を伺った事があるんです。「本願寺会館」という名

前でしたか、ちょうどお寺の本堂のような造りなので、すね建物があつたんですが、その部屋のの中に「患いもまたご縁なり 法の道」という言葉が書かれた色紙大よりも少し大きい、普通の半紙よりも一回り大きいぐらいの紙に墨守されていたんです。

これもやはりアキラメにつながるんじゃないかと思えます。先ほどの話と絡み合わせて、その言葉が仮にです。ね例えば先ほど小森さんが言われたような意味で、主体的に自分自身に引き取って考えれば、意味がある言葉であると受け止められなくはないんですけれども、それはおそらくアキラメにつながるような中身ではないのかなという事がちょっと気がかりでありました。

藤井 「患い」という字を書いて、「患いもまたご縁なり

法の道」という。これは玉光さん聞かれた事はありますか。こんな言葉と言うのは。

玉光 たぶん、そんなのあるのかも解りませんね。そんな事をしてきたんです。その辺の事、いま行つてもそれがあるとするならば、「これはどういう事か」という会話を始める事によって、そこから一歩が始まるんですよ。その辺があまり親切でないから、「こんなものがありますね」で終つたらね、そこが

つまり我々の何と言ったら良いかな、体質みたいなものですね。

だいたいはい、これまではそこへ布教使の方がお説教に行かれる訳です。そもそも慰問布教と言った形です、お説教に行つて、お説教が終つたら帰られると。そういうパターンでずっとやってきたんですよ。だから、そこで話し合いをしたり、具体的に個と個の出会いと言うふうな事はこれまで殆どなかったんですよ。それがそれこそ二〇年前ぐらいに僕らが入り始めた頃から、少しずつ全国でいろんな所で、いろんな思いで入り始めた人たちが、人と人との関係を結び始めた。実際にハンセン病に関しては、金さんが言ったように偉い先生が来られて、みんなを集めて法話をされるか、あるいはそれぞれの各宗教とか、各宗派でそれぞれの集会で行つてお説教をして、お説教が終つたら「ご苦労様でした」と言つて帰る。そういうパターンで、交流とか、そういう事は殆どなくて、だから良いお話を聞いて帰ると言う型だったんです。だからこそ、そういう言葉だったし、一方通行だし、そういう事が残つておつたという事だったんですね。ただそれは少しずつ今は少なくなるとも仏教教団の関わり方と言うのが、各教団とも

金

ね変わり始めておるといふ事はもう確かだと思いません。けれども、今、言われた事はたぶんあるでしょうし、そこをもう一步踏み込んで、そこでまさに「法の道」になるかどうか、という所でね、やっぱり我々がやっていく事だろうと思えます。

ライ予防法違憲国賠訴訟と言ふのを一口で言いますと、予防法によつて私たちが奪われた人間としての尊厳を回復するため私たちは裁判をした。私は今でもそう思っています。実は愛生園だけの事というふうにしてほしいんですが、人間の尊厳を取り戻すための国賠訴訟であつたにもかかわらず、愛生園における裁判を批判する人と言ふのは、どちらかと言つて宗教に熱心な方ですね。愛生園には既成宗教団体が八、九ほどあります。キリスト教、カトリックもあります。宗教に熱心な人ほど、この「ライ予防法違憲国賠訴訟」に批判的でした。それは今も変わらない訳ですよ。そこがいったいどうしたものと。

考え方がお互い違つていたにしても、その批判する人たちだつてライ予防法によつて受けた被害、それは殆どみんな変わらないんですよ。予防法の判決の中では「人生被害」という表現を裁判長はして

おります。「一生にわたるその人の人生被害なんだ」というふうな表現をしておりますが、まさしくそうなんです。そういう人生被害にもかかわらず、「国を相手に裁判をする事は何事ぞ」というふうな考え方をされているわけです。そういう人たちと言うのは個人生活の中では、確かに穏健な方たちかも知れないけれども、最も大事な所でいわゆる穏健で良いのかなと言うことを私は思います。本来ならば宗教に熱心な人こそがこの裁判で立ち上がるべきであるのに、むしろ裁判を批判する側になった。これは愛生園だけでも解りませんが、愛生園はそうなんです。

そう思いますと、やはり何かそこに宗教に共通するものがあるんじゃないか、と思わざるを得ないんですね。だからある意味では私は宗教に熱心になると言うのは、やっぱり保守的な考えになるのかなというふうにいるんです。私の考えが間違っているかも知りませんが、また皆さんの中で「それ少し違よ」と言う方がおられましたら、お話を聞かせて下さい。

藤井 心臓がドキッとしました。宗教に熱心な人ほど裁判に批判的な人を作り上げたのは私らであります。

ちよつと想像するのは、「国に物を申す」と言ったら、その人に「どういう精神をしておるんやろう」と言う人たちを作り出している。そして実は我々僧侶がそういう人を作り出してきた一人であるというふうな事を思います。今「全人生に当たる被害」というふうな事をおっしゃいましたが、その加害者である事をどこかで棚上げてしまうような、そういう宗教理解、もしくは社会的な批判精神を自ら放棄してしまうというふうな人格を作り上げていくと言うのが宗教だったのなら、およそ仏教ではないはずです。しかしそうした事を仏教の名の下にやってみたと言うことを、今の一言で指摘され、びつくりしました。何かよりいっそう私たち自身がそういう隔離を補完しておったという事がよく解りました。会場の方、どなたかいらつしやいますか。

〔嫁と姑が仲がよかつたら大地が割れる〕

会場 長坂といます。一つ質問させていただきます。

私は島に住んでいますが、ことわざにね、これ女性差別のことわざなんですけれども、「嫁と姑の仲が良かったら大地が割れる」ということわざがあるんです。そのことわざの意味は、「嫁と姑は仲が悪く

て当たり前なんだ」ということでしよう。従って大地は割れない。こういう事で嫁と姑を仲が悪いのが当たり前だと、こうアキラメていくんですね。ところがそのことわざの真意は「大地が割れたらば仲良くなれるんだから、その大地を叩き割らなければいけないのだ」という、「大地が割れる」という事を前提にしていたのじゃないか。真宗と言うのはそういう伝統を持っておったんじゃないかと思うんですが。ちよつと玉光さんと小森さんに聞いてみたいと。

藤井

なるほど私も初めて聞いたんですが、長坂さんの島で、「大地は割れないもの」という刷り込みが実はある。しかしそれがもし割れた時に浄土が始まるというふうな思いがあつて今のことわざがあるんじゃないかという話です。それを受けて玉光さん、並びに小森さん、お願いします。

玉光

昔は割れておったんですね。例えば親鸞さんの時代に、専修念仏教団を訴えた興福寺奏状というのがありますが、「国土を乱す失」と言うのがあつて、専修念仏を称える者は国土を乱すと、こういう事が言われておつたし、あるいは一向一揆の問題なんかあつた。そういう意味では大地を割つて、そこから始めるべきだという意味ですね。

ただそういう事なんです、今、金さんが言われた宗教者が裁判に否定的だと言うのは、今愛生園だけではなくて全国的にそういう事が言われておるし、実際私がお会いする人の中にも非常に批判的な人が多いですね。だから、そういう所に宗教と言うのはどういふ働きをしてきたかという事があります。

もう一つは今の「大地」から出た話ではないですけど、浄土の教えの回復と言うね。浄土を喪失しておつたという事なんだと思うんですね。少なくとも私たち真宗教団にとっては。それはね隣の金さんは在日韓国人と言われた方ですね。もし私たちがですよ、本当に浄土の教えを聞いておるならば、在日浄土人と言わなければいけないですよ。在日浄土人という者はたまたま日本におるんですから、その日本という国がある意味で相対化する眼を持つておる者を浄土真宗の門徒と元々言つていた。そういう人たちは今の表現で言えば、大地を割つていたと言える。でも何と言うかね、やっぱり私たちが常日頃そういう意味では、国家とか言うような事は別の事だと、信心の問題とは、それこそ社会の問題とかは別の事だと言うような事を誰が言ったのか解らないんですけれども、そういうふうにしてきた責任だろ

うと思うんです。直接的に誰とは言いませんが。

もう一つ「国家」と言うのは、僕は「必ず間違う人間が作った最も暴力的な装置だ」と、一応今定義しておるんです。「必ず間違う人間が作った最も暴力的な装置」。ですからある意味では、そんな事があって当たり前なんです。とするなら我々はそれとどう対応するのかと言う事だと思っんです。

やっぱり国家ではなくて個なんですよ。非常に象徴的なのは、このハンセン病裁判は一三人の原告が国に勝った訳ですよ。あるいは例えば親鸞の表現で言う「非僧非俗」という表現、国家から排除されて逆にその排除した国家を逆に追っ払ったと、そういう宣言になるんだけれど。そういう事から言うのと、やっぱり「個の自立」と言う、金さんが言われた、どう言ったら良いか、大量にそういう人間を生み出すという、そういう構造が大事だと。僕はそれをやったのが蓮如だと思っんです。蓮如の時代は、少なくとも自分で考える人間を日本の中に大量に生み出したのであります。自分で考える人間を大量に生み出す方法と言うのが、おそらく浄土真宗にはあるはずだと私は期待しておるんですけれどもね。

小森 「嫁と姑が仲良かったら大地が割れる」と言うの

は、それはある事はないと。嫁と姑は仲良くなる事はないという意味に受け止めさせてもらいました。「大地が割れる」とか、「そこに浄土が出来る」とか、そんな深い意味がないと思っております。それで「嫁と姑は仲が悪いのは当たり前だ」と言うのは、長い封建社会の男性優位の状況で女性に対する疎外感、疎外された者ほど分裂性が強い。私はそういうふうにもその言葉を受け止めさせていただきました。そういう事から考えると、やっぱり浄土への道は人間復権なんです。言葉についての感想は、そういう事です。

それから森山君の方から出てまいりました「思いもまたご縁なり、法の道」という文字の事について、おそらく「思いもご縁だ」という事には間違いありません。抽象論として間違いないという事は、具体論としても「間違いない」と言い切れるかと言ったら、具体論になつてくると、全くのこれ間違いないんです。要するに「有り難うと思え」という意味がある訳ですから、それがつまり「念仏の法の道だ」という意味ですから、それは全然詭弁です。だから本来仏教の真髓は私は違ふと思いますが、次第に権力的な歴史のこの動きの中で、何でもかんで

も自分に引き取れと。自分に引き取つて物を考えなければいけないと。簡単に言うと妙好人のようにね、何でも有り難うと。殴られて痣が出来るぐらいやられても有り難うと。「わしは今日、エタだと言われた。大変有り難い」と。

そういうふうにも何でも引き取ると言うのはね、引き取り方が違うんですね。自分が引き取らなければならぬのは、さつき玉光先生が言われたように「個々の出会いを大事にして、こういう苦しい状況だから、どういうふうにも自分が主体の確立するか」という引き取り方なのであって、何でも「有り難う、有り難う」と言うのは、それはやっぱり人々の主体を破壊する道である。つまり引き取り過ぎていかにも主体的であるかのごとくに見えるけれども、主体を放棄して初めて受容できる所まで受け取る。これは権力者が非常に喜ぶところです。

例えば法然上人が「わしは土佐に流されなかつたら、土佐の民衆と仏法を語る事が出来なかつたであらう」。これは土佐に流されたというまことに権力のめちやくちやなり方をご縁とされて取り組まれた訳でね、それは私は意味が通つておると思うんです。ところが惨い目に合わした権力者に「ありがと

う」といったら全然逆のものになつてしまふ。こういう事を思いません。

(国賠訴訟勝利の後の課題)

藤井 有り難うございました。嫁と姑の話から色々出てきましたけれども、さあ、何か。後一名ほど会場の方からございましたら、どうぞ。ご質問でもございましたら、どうぞ。向こうの女性の方。

会場

京都の藤沢と申します。先ほど玉光さんがおっしゃられた「国家は必ず間違ふ」として、「最も暴力的な装置である」という、その言葉に対して私はもう本当にそう思います。その中で一三人の原告が国に勝つたというふうにおっしゃつた訳ですね。その裁判に勝訴した訳なんですけれども、実際には先ほども金さんから話があつたように裁判には勝つた人もあれば、原告に立たれた方もあれば、立たれない方もある訳で、同時に立ちたいけれども立てないという方も、実は私は長島の方に何度かお話を聞かせていただく中で、「入りたいんだけど、どうしても人間関係があつて入れないんだ」と言う方のお話も聞かせてもらった事がある訳です。

その中で原告に立たれたある方が、言われた言葉

が私は非常に心に残っています。「勝訴した事は嬉
しい。しかし判決が出たからと言って差別がなくな
った訳ではない。差別がある限り差別と闘ってい
なければならぬ」というふうにおっしゃった方が
ある訳です。という事は、その方は勝訴した事は凄
く血の努力によって勝訴された訳で素晴らしい事な
んだけれども、その方たちはなおまだ死ぬまで闘
い続けなければならぬ訳です。その意味ではハ
ンセン病の差別・偏見をなくす活動はまだ終わ
っていないはずだと思います。

藤井 有り難うございます。どうぞ。

会場 私は延と申します。瀬戸内ハンセン病訴訟を支援
する会から、現在はハンセン病に対する差別偏見を
なくす市民ネットワークという会に名称変更して活
動しています。わたしたちも「ハンセン病問題はま
だ終わっていない」という意味で会を継続させていま
す。

この訴訟に勝訴して、原告団と国との間で確認さ
れた約束のひとつに真相究明があります。しかし国
は、正式に組織された真相究明委員会にも、「ライ
予防法」にかかわる資料（国の文章など）を公開し
ないといった妨害を画策するなど、許されない行動

をとっています。そして、このような状況はなか
な報道されず、わたしたち市民の関心も徐々に薄
らいでいます。

今、玉光先生がおっしゃったように加害の側に立
っていた僕らが、しっかりとした視座を持ってい
なければ、この問題は終らないだろうと思っ
て活動を継続しているわけです。

わたしは教員なのですが、ハンセン病との直接の
出会いは、六年前に生徒と一緒に長島愛生園に出
かけたことでした。計画段階で生徒の一人が「わ
たしは行けない」と言っただけです。つまり保
護者が「ハンセン病の療養所に行ってはいけ
ない」と言ったわけですね。それが悔し
くて生徒たちと一緒に報告集を作り、さ
さやかながら社会にハンセン病を問う活
動をはじめました。金泰九さんとの
出会いもこの時でした。それからしば
らくして訴訟が起きて、個人的に仲
間の環を広げて裁判支援の活動もは
じめましたが、わたしたち市民
がやるべきことは沢山残っている
と思います。勝訴判決確定後の「補償
法」では、日本の療養所に一日でも
隔離されていた人がその対象とな
りました。また、原告の粘り強い成
果として（十分とは言えな

いけれど)遺族への補償も行われています。さらに、「ライ予防法」の裏返しの被害者：つまりハンセン病は患ったけれども療養所には入らなかった。しかし国が拡大生産してきた激しい差別偏見の社会の中で息を殺して暮らす生活を余儀なくされてきた：いわゆる非入所者への補償も(これもまた十分とは言えないけれど)行われています。

しかし日本が侵略を行った旧植民地において、例えば一九一〇年以降三六年間植民地支配を行ってきた朝鮮半島において、日本国内と同じような隔離法で、徹底して人権侵害を受けてきた人々に対しての補償はどうなっているのでしょうか。

朝鮮半島に小鹿島(ソロクト)という離島がありますが、旧植民地時代に日本がそこにハンセン病の隔離施設を建設しました。現在は韓国国立(ハンセン病)病院となっていますが、日本の旧植民地時代に収容され、日本国内と同じ様な、いやそれ以上の被害にあつてきた人々が現在、一〇〇名程度生存していると聞いています。二〇〇一年の夏に現地に行つてきたのですが、虐殺を含む人権蹂躪の酷さに心が痛みました。しかし、日本という国家が建設した施設で行われた国家犯罪の犠牲者であることにか

りはないのに、この小鹿島の人々は補償の対象にならないのです。わたしたちは、このような人々への補償問題も含めて活動を継続させていきたいと思っています。

わたしたちの会は、日本のハンセン病問題に関する理論と運動の第一人者である藤野豊先生も呼びびして学習会を開きました。藤野先生は真相究明委員の一人です。機関紙に講演内容を掲載していますので、関心がある方にはこの後にさしあげます。

わたしは、ハンセン病問題は徹頭徹尾天皇制の問題だと思っています。皇室の恩を全面に出すことで、隔離収容を正当化した。そしてハンセン病を患つた方々に「隔離収容されたい」と思わせたのだと思っています。国家犯罪の被害者たる患者、あるいは元患者、そしてご家族の方々は、天皇制の装置としての隔離政策の中で、「国家の恥」と思わされてきたのだと思っています。わたしは、天皇制を抜きにして(ハンセン病問題も含めて)「国家が問えるか」と思っています。

藤井 有り難うございます。先ほど原告の方で「原告になりたけれども、なれない」という方がいらつしやるというふうな事を報告があつたんですけれども、

金

それについては何かございますか？

そういう風に言う人も確かにいました。しかし私から言わせると「それは言い訳かな」というふうにはかと思えません。今回のこの裁判においては個人の秘密を尊重するという事から、名前を伏せて原告番号で裁判をしたから、名前は一切裁判には出てきませんね。だからその点では躊躇した人の中に「自分が原告に加わったために家族に知れるから、それが怖いんだ」と言う人もいましたけれども、実際はあり得ない事です。また人間関係というお話もありましたけれども、確かにそれはあつたと思うんですね。

「自分は原告に入りたいんだけど、自分と日ごろ仲良くしている者が反対しているんだ、だから自分はいれない」と言う人がおりました。しかしこれもよく考えますとね、失われた自分の人間の尊厳の回復という事を考えた場合、その裁判を反対している人をも巻き込んで原告に入ってもらおう、そういう努力こそが大切だったんですが、そういう努力はたぶん見られなかったようですね。

ライ予防法は憲法違反であるとの判決を受け国はその誤りを認め数度にわたり主要新聞に謝罪広告文を掲載しました。その限りでは私たちは、いや「私

は」と言った方が良いと思いますが、失われた人間の尊厳回復はある程度出来たんじゃないか、こういうふうにあります。ただ、裁判に勝ったからと言って世の中の偏見がサツとなくなるという事はないですよ。偏見を無くすための闘いはこれからも続きます。いろんな問題がまだ残っております。だからそれが実現して初めて本当は全面勝訴というふうに言えるかも知れませんが、「憲法違反であつた」という事を国が認めた訳ですから、その点で私は「勝訴」というふうに思っております。

藤井

有り難うございました。後お一方お二方、お手を挙げていただきました。どうぞ。

会場

先ほどの延先生と同じ会で活動をしております都築と言います。話をもう少しちよつと付け加えさせていただきます。こうと思ひまして手を挙げました。国家を問うという意味では朝鮮半島での植民地時代のハンセン病の強制隔離は、本当に日本が国家として罪を問われる大きな問題だと思います。三年前になりましたが、金泰九さんと一緒にソウルでハンセン病のセミナーに参加し、一緒に小鹿島に行くという活動の中で本当にその事がよく解ってきました。植民地時代に強制的に収容されていた方で日本政府を相手取

つて、自分たちの人権が侵害されたとして、謝罪を求め訴訟を日本の裁判に見習って自分たちも勇気を奮い起こして提訴しようじゃないかという声が今起きてきています。昨日韓国から「今原告を募っているんだ。何とか日本側と手をつないで大きなうねりとしていきたい」という電話がかかってきたんです。日本の厚生労働省は今回の裁判の後の問題についても、最小限の賠償で済ませようという動き・姿勢は本場に強いですよ。それで本場にこれが人権の問題として解決しなければいけないという姿勢が国の方にあるのであれば、国立療養所に入っていた対象者を旧植民地の人たちも当時は日本人として扱っていた訳ですから、遡って誠意ある対応をしてしかるべきだと思っんです。金さんが取り組まれて色々連絡を取って行く中で、今二三名該当者が解り、手続きをして、日本の厚生労働省に「自分は国立療養所に入れられていた」という事で、賠償を求め運びになった方もおられるわけです。勿論もう既に亡くなられた方もいらっしゃる訳ですから、そのご遺族の方も申請をしたりと、本場に活動が少しずつですがそれは国がやらなければいけないことです。国が

担当官を韓国なり、あるいは共和国（朝鮮民主主義人民共和国）に派遣をして「こういう事が補償できますから申し出てください」という事を誠意を持ってやらなければいけないんですが、そんな姿勢は一つもない。そういう所でまさに日本の国家としてのやった罪の責任と、そして後も責任を果たしていないという事と、二重に問われているという事を感じています。

それから日本人の方で植民地時代に朝鮮におられて、療養所に入られて様々な事情で、今韓国におられる元患者さんもおられる訳です。この事も国が本腰を入れて真相究明をして、いかなければならないと思います。

藤井

有り難うございました。長時間に渡りましてお三方の対談、そして会場からの発言への応答と、「国家を問う」という問題を共に考えてまいりました。

それじゃ私の感想を最後に述べさせていただきます、今日の役目を終えさせていただきますと思います。私にとつてはその「国家を問う」という事はこれほど考えた機会がなかったものですから良い意味で新鮮な思いがしました。と同時に「国家を問う」という、その国家を「宗教を問う」、もしくは「教団を

問う」という事が、もしくは私が僧侶として問われるという事に置き換えていく時に、本当に自分が問うていく人間としてスタートしていくんだというふうに思います。

玉光さんが「国家とは暴力装置だよ」というふうな事を言われて、その時は理解できませんでしたけれども、いま一番最後にご質問いただいた「国家とはやりっぱなしで、あと何もしてない、誤りを認めない装置だ」という意味では、「誤りを認めにくい装置だ」というふうに考えると、まさに暴力装置と言うのはよく解る。実はその構造と言うのは我々の教団もそうかも知れません。教団も実は親鸞聖人の教えてない事を言いながら、それを誤りを誤りと認める事に非常に不得手です。もしかすると住職もそうかも知れません。いや日本人我々一人一人が実は高度成長の中でそうなっているかも知れません。そういうものから私自身が人間を回復していく。それが浄土の回復だというふうにも思いました。

時間があまりないという人生の中で背中に担っているものが多いなあというふうに思いました。どうすれば良いかと言ったら仲間を作るしかないだろうと思います。「一緒にやろう」という仲間を作って

いく。一人なら潰されるであろう荷物を共に支えてくれるような仲間を作っていく、そういう方々を何とか私の人生がある限り見つけ出していく、それが人と人とのつながりというふうに今日の言葉の中で感じました。同朋三者懇などでそんな事を教えていただいたのかなというふうな感想を改めて思いました。

今日、本当にこういう議論を私にいただいた事を感謝申し上げます、そこからまた特にお忙しいなか参加いただいた金さん、玉光さん、そして対談のホスト役小森さん、それからご参加いただいた多くの方々に御礼を申し上げます。

